

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月4日

宇土市長

光井 正吾

宇土市条例第26号

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を削る。

附則第4条の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条を削る。

附 則

この条例は、令和8年12月1日から施行する。